

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

# 週報

十一月八日號

**物價停止と傳給**

— 會社職員給與臨時措置令の解説 —

國際放送宣傳戰は  
如何に戦はれつゝあるか

歐洲戦争と印度の動向

第一六〇號  
昭和十四年十一月八日號  
郵便物認可 (毎週一回水曜日發行)

週報  
昭和十四年十一月一日  
日本郵政省郵便物認可 (毎週一回水曜日發行)

内閣印刷局印刷發行  
五錢



**登録商標**

## ベークライト

積層品 成型品 成型粉末  
塗料 油性レジン...

金屬其他の不足物資をベークライト製品によつて代替し、その恒久化を圖り新時代に適應する企畫を御立て下さい。使用個所に依つては不足物資以上の優秀な性能を發揮します。

(説明書進呈)

**日本ベークライト株式會社**  
本社 東京市日本橋區室町二ノ二  
營業所 東京市赤坂區溜池十二

(判[A5] 格規定國はさ大の書本)

# 經濟統制

經濟國家に協  
力するものは國  
民の大なる義務と  
あると同時に、反  
するものは非國民的仕爲  
である。

露光量違いにより重複撮影

## 週報 (第1188号)

内閣情報部編輯

裁判所構成法施行五十年ニ際シ  
司法部職員ニ賜ハリタル勅語

物價停止と俸給 大 庭 省ニ  
一會計職員ニ賜ハリタル勅語

國際放送宣傳戰は  
如何に戦はれつゝあるか 省ニ

歐滿戰爭と印度の動向  
外務省情報部ニ

百億貯蓄へ……… 省ニ

最近公布の法令 内閣官房秘書官ニ

十月二十六日(水) 前日追加

▼ソ聯抑留米船ノリント號釋放を發表

▼イラン内閣總辭職

▼米國武器機體廢棄上院通過

十月二十八日(金)

▼九月中に於ける全支線入員成果

▼獨ソ、ポーランド分割國境線

の實地調査開始

十月二十九日(土)

▼第十四回臨時議會國民體育大會

開會に當り、秩父總務官廳下令

旨を賜ふ

十一月一日(日)

▼第三回臨時議會開拓民審議

會、滿洲開拓基本要綱決定

十一月二日(月)

▼汪兆銘南京に於て西尾總司令官、板

垣、外相の外全部更迭

十一月二日(水)

▼聖上陛下裁判所構成法實施

五十年記念日に當り大審院同僚

事局以下在京五法衙に行幸、優

渥なる勅語を賜ふ。ソ興亞院會

議首由官邸に開催、新中央政權

對策その他につき協議を行ふ。

▼舞鶴軍港を復活、十二月一日

より、自衛府を改稱する旨海軍

省發表。▼汪兆銘、蘇俄出雲で

及川支那方面艦隊司令官と會見

十一月三日(木)

▼英帝國會議開く

十一月五日(土)

▼聖上陛下明治神宮に御翌拜

後、外苑遊藝場へ行幸あらせら

る。政府外米輸入手配進行中

と内閣發表。ソ農山漁村用資材

の價格調整大綱、商團省より

發表

十一月三日(金)

▼明治節、午前九時一國民奉祝

ノ時間を実施

# 經濟統制



露光量違いにより重複撮影

## 週報 (十一月八日)

内閣情報部編輯

裁判所構成法施行五十年ニ際シ  
司法部職員ニ賜ハリタル勅語

物價停止と俸給 大 蔵 省  
上會社職員給與臨時措置令について

國際放送宣傳戰は  
如何に戦はれつゝあるか

逓 信 省

歐洲戦争と印度の動向

外務省情報部

百億貯蓄へ………

最近公布の法令 内閣官房情報部

十一月六日(水) 前日追加

▼ソ聯抑留米船フリント號釋放を發表  
▼イラン内閣總辭職  
十一月七日(木)

▼米國武器禁輸廢案上院通過

十一月八日(金)

▼九月中に於ける全支線合戦果  
敵遺棄死傷四萬七千七百餘 捕  
虜五千百餘と大本營陸軍部發表

▼獨リ、ポーランド分轄國境線  
の實地調査開始

十一月九日(土)

▼第十四回明治神宮國民體育大會  
開會に當り、秩父總裁官邸下令  
旨を賜ふ

十一月十日(日)

▼第二回臨時滿洲開拓民審議  
會、滿洲開拓基本要綱決定

十一月十一日(月)

▼汪兆銘南京に於て西尾總司令官、板  
垣總參謀長と會見 ▼伊内閣改選、首  
相、外相の外全部更迭

十一月二日(水)

▼聖上陛下裁判所構成法實施  
五十年記念日に當り大審院同檢  
事局以下在京五法衙に行幸、優  
渥なる勅語を賜ふ ▼興亞院會  
議首相官邸に開催、新中央政權  
對策その他につき協議を行ふ

▼舞鶴軍港を復活、十二月一日  
より鎮守府を設置する旨海軍  
省發表 ▼汪兆銘、旅順出雲で  
及川支那方面艦隊司令官と會見

十一月二日(水)

▼英帝國會議開く

十一月二日(水)

▼聖上陛下明治神宮に御親拜  
後、外苑競技場へ行幸あらせら  
る ▼政府外米輸入手配進行中  
と内閣發表 ▼農山漁村用資材  
の配給調整大綱、商兩省より  
發表

十一月三日(木)

▼明治節、午前九時、國民奉祝  
ノ時間を実施

裁判所構成法施行五十年ニ際シ

司法部職員ニ賜ハリタル勅語

昭和十四年十二月一日

皇祖考立憲ノ鴻謨ニ本ヅキ司法權行使ノ制ヲ定メラレ裁判所構成法ヲ施行セシメ  
タマヒテ茲ニ五十年其ノ成績ノ觀ルベキモノアルハ朕ノ深ク懌ブ所ナリ  
惟フニ司法ハ國家ノ安寧ト國民ノ福祉トヲ保持スル所以ニシテ其ノ運用ノ如何ハ  
實ニ政教ニ影響スル大ナルモノアリ今ヤ國運隆興シ政務更張ノ秋ニ當レリ事ニ司  
直ニ從フモノ惟レ正惟レ直私ヲ去リ公ニ奉シ恪勤奮勵以テ法ノ威信ヲ昂揚セムコ  
トヲ期セヨ



## 物價停止と俸給

— 會社職員給與臨時措置令について —

大 藏 省

序 論

(一) 會社職員給與臨時措置令は何故制定されたか  
去る十月十八、十九の兩日の官報に公布された會社職  
員給與臨時措置令とその施行規則とは、十月二十日より施  
行され、會社職員の給與は政府の監督の下に置かれるこ  
とになつた。この勅令は先般政府の發表した通り、九月  
十九日の閣議で決定された國家總動員法の發動に依る

應急物價對策の一環を爲すものであつて、價格・運送  
賃・保管料・賃賃料・加工賃等の引上禁止、勞務者の賃  
金の一般的引上の禁止等と一聯の關係に在るものであ  
る。

勞務者の賃金の一般的引上禁止に照應して勞務者以外  
の者の給與についても九月十八日現在を基準とし、その  
後の一般的引上を制限することは、今回の價格引上停止  
の精神からいつても、また一般通貨政策の見地からいつ

ても適當であり、且つ必要であるといふので、これが制定を見ることになつたわけである。

(二) 根據法規は何處にあるか

事柄の本旨からいへば、勞務者の賃金の一般的引上禁止が雇主の会社たる個人その他たるを問はず、一律になされるのに照應して、勞務者以外の者の給與についても單に会社の職員のみならず、会社以外の法人・個人等の事業に従事する者の給與についても同様法規するのが當然であり、また勞務者の賃金と勞務者以外の者の給與とを別々の法規で規定し、別々の官廳で取扱ふ必要もないわけであるが、こゝに問題となるのはこの勅令の根據法規である。

即ち、國家總動員法第六條に於ては、政府は「賃金其ノ他ノ勞働條件」に關し、必要なる命令を爲すことを得る旨を規定してゐる關係から、本條に基づいては、勞務者以外の者の給與の制限については規定を設け得ないからして、この種の者の給與を規正するには結局國家總動員法第十一條に基づく會社の經理に關し、必要なる命令

として勅令を制定する外途がないのである。この結果、勞務者の賃金に關する勅令とは別個に勅令を制定し、且つ会社の職員に給與だけに限つて今回の措置を講ずることになつたのである。従つて会社以外の法人・個人等の事業に従事する者の給與については今回は何等法的制限を加へられないのである。しかしこれ等の者の給與についても会社の職員に給與と同一歩調で進むことが望ましいのであつて、況んや國の官吏、地方公共團體の吏員の給與については尙ほさらである。

國家總動員法第六條  
政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ使用、雇入若ハ解雇又ハ賃金其ノ他ノ勞働條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

與については尙ほさらである。そこで政府では今回の措置を講ずることを決定すると同時に、会社の職員以外の者の給與についても官吏について自ら範を垂れるのは勿論、各種の監督權の運用に依るなり、或ひは國民精神總動員運動の活動に期待するな

りして、同一精神に基づいて適切な規正が行はれるやうにする旨に方針を決定したのである。

(三) 會社利益配當及資金融通令との關係

國家總動員法第十一條  
政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ會社ノ設立、資本ノ増加、合併、目的變更、社債ノ募集若ハ第二回以後ノ株金ノ拂込ニ付制限若ハ禁止ヲ爲シ、會社ノ利益金ノ處分、償却其他經理ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ銀行、信託會社、保險會社其ノ他勅令ヲ以テ指定スル者ニ對シ資金ノ運用ニ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

る命令としては、既に本年四月、會社利益配當及資金融通令中にも、その第七條に於て

會社ハ其ノ經營ヲ緊要ナラシムル爲メ經理ニ關シ左ノ各號ニ掲

上述のやうな次第で、會社職員給與臨時措置令(以下簡單に給與令と稱する)によるは、

國家總動員法第十一條に基づき會社の經理に關する命令の一部として制定せられたものであるが、同條に基づき會社經理に關する

グル事項ノ遵守ヲ旨トスル一 經費支出ヲ適正ナラシムルコト  
二 利益配當ニ關スル制限其ノ他ノ事由ニ因リ會社ノ經理士生ズベキ餘裕ハ之ヲ必要ナル資金ノ償却又ハ積立金ノ積立ニ充ツルコト  
主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ前項各號ノ事項ニ關シ勅告ヲ發シ又ハ利益配當審査委員會ノ議ヲ經テ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

といふ規定があり、この規定の適用は今般の給與令の制定に依つて何等妨げられるものでない(勅令第十八條)。即ち會社は、職員に給與に關し給與令に依る制限を受け外に、會社利益配當及資金融通令第七條の規定に準據してその職員に給與の支出についてはあくまでも適正を期すべきこと勿論であり、場合に依つては給與の支出に關し、會社利益配當及資金融通令の主務大臣から勅告や命令を受けることがあるわけである。

(四) 關係法規

以下會社職員の給與に關する臨時措置の大體の内容を

説明するに先だち、関係の法規を列挙すれば

会社職員給与臨時措置令 (勅令)

会社職員給与臨時措置令施行規則 (閣令)

船員給料臨時措置規則 (逓信省令)

船員給与臨時措置調査委員会官制 (勅令)

船員給与臨時措置調査委員会官制施行規則 (勅令)

の四つである。この内、船員給料臨時措置規則は、船員は職員たる者も勞務者たる者も一貫して取扱ふことを便宜とする船員行政の立場から、会社職員給与臨時措置令と賃金の一般的引上禁止を規定する賃金臨時措置令との兩勅令に基づいて船員の給料賃金に關する施行規則を取纏めたものであつて、従つて会社職員給与臨時措置令の施行規則は会社の職員中、船員以外の職員に關するものと船員に關するもの二つに分れてゐるわけである。

本稿では便宜上船員以外の職員の給与に關する部分の説明を主とし、船員に關する部分は必要なる最小限度に止めることにする(以下括弧内の「令」は給与令、同じく「則」は施行規則の略稱とする)。

### 一、給与令の適用範圍

#### (一) 給与令の適用を受ける会社

給与令の適用を受けるのは会社だけであることはいふ

迄もないが、その中でも

(1) 資本金二十萬圓以上の会社

(2) その他閣令を以て定める会社

にその適用を限定してゐる(令第三條)。

先づ(1)の資本金二十萬圓以上の会社であるが、こゝに資本金といふのは、公稱資本金をいふのであつて株式會社では株金總額、合名會社・合資會社及び來年一月から施行される豫定の有限會社法に依る有限責任會社等では出資總額、株式合資會社では株金總額及び出資總額の合計額、相互保險會社では基金總額をいふ。資本金二十萬圓以上の会社の數は全國で全體二萬五千位である。

資本金二十萬圓以上の会社に限定した理由は、資本金二十萬圓未満のものは概ねその規模が小さく、むしろ個人企業に準ずるものが多く、又その職員の如きも個人企

のである。

#### (二) 給与令の對象となる給与の範圍とその分類

給与令の對象として制限を受ける給与は、報酬、給料、手當、賞與、交際費、機密費その他名稱の如何を問はず、会社が職員の職務の對價として支給する金銭、物その他の利益である(令第四條)。

(1) こゝで先づ職員の定義を明らかにしておかなければならないが、給与令で職員といふのは次に掲げる者である(令第三條)。

(イ) 機關として会社の業務に従事する者一之を役員と稱することにしてゐる。即ち株式會社の取締役とか監事役、合名會社・合資會社の業務執行社員の如きものである。

(ロ) 会社に雇附せられる者一通常の意味のいはゆる社員である。

前號の外會社の業務に従事する者であつて、閣令の定むる者一閣令では之を顧問・相談役・囑託その他名稱の如何を問はず、繼續して會社の業務に従事する者

業の使用人と異ならないものが多いので、前に述べたやうに個人企業の従業員については、今回の制限が適用せられないこととの均衡を考慮したのと、現行の金融統制に關する法規では臨時資金調整法でも、又會社利益配當及資金融通令でも一應資本金二十萬圓以上の会社を目標としてゐることに歩調を合せたものである。

併し單に資本金二十萬圓以上の会社に適用を限定すると、大多數の相互保險會社は、多數の従業員を擁し、他の会社と區別する必要があるのに拘はらず給与令の適用から外れることになり、又資本金は少くても従業員數の比較的多いものには給与令を適用することが適當なので、この資本金に依る區分では適用外であつても、閣令を以て給与令を適用すべき会社を定め得ることとし、閣令で職員(職員の定義については後述する)數が常時三十人以上の会社と定めたのである(則第一條)。

なほ船員に關しては逓信省令に依つて一隻の總噸數五百噸以上の船舶を所有する会社に給与令を適用することになつてゐるが、これも船員行政上の必要に基づいたも

と規定してゐる(則第三條)

右を總稱して社員と稱することとしてゐる。何れも勞務者たるものは含まれない(令第三條第一號)。故に勞務者といふのは賃金臨時措置令第三條の賃金を受ける者のことであるが(令第三條第一號)之は要するに勞働の對價として賃金を受くる者といふのと同義で、實質的にいへば筋肉的の勞働を主とするものである。具體的な事例としては、賣子、カイビ、スト、電話交換手、守衛等については疑問の起る場合もあると思ふが、會社に於て従來職員として取扱つてゐる場合の外は勞務者と見なすべきものと考へる。これ等勞務者に關しては賃金臨時措置令の適用がある場合が原則的である。

(2) 給與は右に述べたやうな職員職務の對價として支給する金額、物その他の利益であつて、その名稱の如何は之を問はない(令第四條)。

給與令第四條に例示してゐるやうに、役員報酬、社員の月給を初め、物價手當、家族手當、在勤手當等

各種の手當、年末等の賞與は勿論、交際費、機密費等の名稱に依るものであつても、渡切などの形式で支給せられその實質が職務の對價と認められるものはこゝにいふ給與である。

また支給の時期も定期であらうと不定期であらうと、又在職中であらうと、退職の際であらうと之を問はない。従つて退職手當、退職の際の慰勞金、恩給は職務の對價たる性質を有し給與令の對象となる給與である。尤も職員死亡の場合に給する退職金弔慰金及び遺族扶助料は給與とは認めない。

又單に金錢に依るものだけではないのであつて、定期乗車券、食事、被服等の如き實物の給與であるとか、住宅の利用の如き利益の支給もこゝにいふ給與である。尙ほ會社經理上役員賞與の如く利益金處分の性質を有するものも、社員に對する賞與の如く損金たる性質を有するものも均しく給與である。

たゞ職員職務の對價といふ以上、實費辨償の性質を有するものや損害賠償の如きものは給與とはい

ないと解すべきである。

(3) 右に述べた所によつて定められる給與を分類すると、大體次の如くなる

(イ) 定期的支給する給與

a 一定の金額若は數量又は一定の割合に依るもの…給料、報酬、定例的諸手當等

b 然らざるもの…賞與の類

(ロ) 臨時に支給する給與

a 一定の金額若は數量又は一定の割合に依るもの…退職手當、特別手當等

b 然らざるもの…記念賞與、解散手當等

(ハ) 繼續して利用せしむる施設…社宅の供與等

右の内(イ)のaは即ちいはゆる給料、報酬、定例的の諸手當等の類で給與の根幹を爲すものである。現物給與も含むから毎日食事を給するとか、半期半期に被服類を給するとかもこれに屬する。

(イ)のbはいはゆる賞與の類で年末とか盆とか支給は一定してゐるが、給與の内容は一定の基準がなく

へない。例へば、旅費の如きものは實費辨償と目すべきものであつて給與の觀念には入らない。尤も旅費の名稱を冠してゐても、旅行の内容に相應しくないやうな金額を支給するやうな場合は、實費辨償の範圍を逸脱するものであつて給與令の對象たる給與と見るべきであらう。また社員出征の場合の餞別とか、家族死亡の場合に於ける通例の弔慰金のやうなものなど、職員に對しその冠婚葬祭に際し贈與するものは大體に於て職務の對價ではないであらうから、これは給與令にはゆる給與とは見ない。又醫務施設等の如く福利施設と認められるものも職務の對價ではない。

尙ほその物又は利益の支給が職務の對價たる給與の額に關係なく行はれる場合、又はその物なり、利益なりの支給を受けることが職務上の義務の遂行に直接必要な場合、例へば、鐵道會社の踏切番が番小屋兼住宅に居住する場合とか、船員に對する航海中の給食のやうなものも給與令にはゆる給與では

會社の營業成績等で變動するものである。

(ロ)のaは支給の時期は不定期であるが、支給は一定の事實の存在に伴つて發生し、且つその内容は一定の金額、數量又は割合に依つて定まるものをいひ、例へば一定の基準に依つて支給する退職手當、危険な仕事に従事する場合の一定の特別手當のやうなものをいふ。

尚ほこゝに一定といふのは各人に對する支給の金額、數量、割合が一定してゐることをいふのであつて、役員賞與の如き利益金の何割以内といふやうな最高限の定があつても、それはこゝにはゆる一定の割合ではない。

(ロ)のbは全く臨時の給與で例へば、會社設立、二十周年記念賞與とか、合併記念賞與とか、會社解散の場合の手當の如く一齊に支給するものもあらうし、又何か特別の功績のあつた者に對する臨時の賞與とか、特に功勞のあつた社員の退職のときに特別に支給する手當とかのやうに特定の社員に對し臨時に、

しかも一定の金額・數量・割合等に依らないで支給するものもあらう。

(ハ)は住宅の供與とか、電話、自動車、繼續的の貸與(直接公務以外の爲めにするもの)などをいふ。

給與令では(イ)のa、(ロ)のa及びbは何れも一定の基準に依つて給與するものである點に着目して之を給料手當と總稱し、同一の制度に依つて取扱ふこととしてを(令第五條、則第三條(イ)のbは賞與と稱し(令第九條(ロ)のbは臨時の給與とし、この「給料手當」賞與「臨時の給與」の三種類につき各異つた制限方式を設けてゐる。

#### 適用地域

給與令の施行地域は、内地・朝鮮・臺灣・樺太及び南洋群島の各地域であつて、この何れかに本店を有する會社は施行地域内に於ける給與の支給についてものみならず、施行地域外に於ける給與の支給についても給與令の適用を受ける。

又會社の營業所の所在がこれ等の數地域に互つてゐる

場合は、その本店の所在地の屬する法域に於て給與令の適用を受けるのであつて、例へば、朝鮮に本店のある會社の支店が内地に在る場合に於ては、以下に述べる各種の報告・承認・許可等はその内地の支店に於ける給與の支給についても朝鮮で行はれることになるのである。

尚ほ給與令施行地外に本店のある會社の日本に於ける支店に關しては、その支店を獨立の會社として取扱ひその資本金なり、職員數などの標準に依つて給與令を適用することになるのである。

#### 二、給料手當に關する制限

##### (一) 概要

給料手當に關する制限方式は、この支給を一定の基準に依らしめることである。この準則は給與令では給料手當の準則と稱してゐるが三種類ある。第一種は九月十八日に於けるその會社の給料手當の支給に關する準則であり、第二種は新設會社等の如く、九月十八日に於ける準則のない會社について後に述べる通り主務大臣の許可を受け

て定めた準則であり、第三種は主務大臣の許可を受けて變更した準則である。これ等の準則に依つて行ふ場合の外は、給料手當を増給し、又は新たに支給することを得ないのであつて、これ等の準則に依らないで給料手當を増給し、又は新たに支給する場合には主務大臣の許可を受けなければならないのである(令第五條)。即ち從來通りの定期的昇給その他準則にある所に従つて手當などを新たに支給することは何等差支へないが、給料手當の基準を一般的に引上げて一般的に給料手當を増給することは、主務大臣の許可を受けて準則を變更し、新たな準則に依つてする場合の外はできないのであつて、又一般的増給でなく個々の職員について準則よりも特に昇給期間を早めるやうな場合には、主務大臣の許可を受けなければならないのである。

尚ほ本條に於て増給といつてゐるのは増加支給の意味であつて、例へば、九月十九日以降給與令の施行前に準則に依らない一齊増給を行つた場合、施行後に於てその増給した金額を支給することは準則に依らない増給といふことになり、勅令施行後に於ては原狀に復歸しなけれ



ばならないのである。又新たに支給するといふのは、新規入社者に對し初任給を支給する場合とか、新しく手当を支給する場合のことである。

(二) 給料手当の準則の意味

給料手当の準則とは、給料手当の種類・階級・金額・数量・率・支給又は増減の標準・初任給の標準をいひ、要するにその会社の給料手当に関する一切の基準たる成文又は慣習法たる規則をいふ(令第五條)のである。

九月十八日に於ける給料手当の準則といふのを具體的に説明すれば、次のやうなことになるわけである。

(イ) 九月十八日現在に於て、その会社がどういふ種類の給料手当を支給することに於て、その態様一之は例へば、月給一本だけであつたとか、本俸たる月給以外には物價手当とか、家族手当とか、或ひは在勤手当等を支給してゐたとすれば、その種類、名稱は如何になつてゐたかといふことである。

(ロ) 九月十八日現在のその会社の給料手当はどうか階級に區分されてゐたか、その態様一之の階級といふのは、本

俸についていへば、例へば一級俸とか二級俸とか一定の名稱あるものはその名稱をいひ、一定の名稱がなくても五十圓、六十圓、七十圓、八十圓等と一定の段階を設けてゐるものはその各段階が階級である。

手当については階級のある例は少いであらうが、職務、地位等に伴つて、金額、數量、率が異なる場合に於ては、その異なる各態様がこゝにいふ階級である。

(ハ) 九月十八日現在のその会社の給料手当の金額、數量、又は率はどうか定められてゐたか、その態様一之は給料手当の種類、階級別といふのであつて、本俸は一級俸が何圓で、手当は家族手当が家族一人に付き何圓とか云ふことである。特に數量といつたのは實物給與があるからである。又率といふのは、本俸の何割とか又は契約金高の何割とかいふ割合のことである。

(ニ) 九月十八日現在に於けるその会社の給料手当の支給又は増減の標準は如何なつてゐたか、その態様一之は例へば、増減の標準は如何なつてゐたか、その態様一之は例へば、手当はどうか條件の下に何時支給するののか、又月給はどうか經過年月を標準として、又何の位の金額を

標準として昇給させることになつてゐたか、例へば、二級俸から一級俸への昇給には二年乃至二年半を要するとか、一年について現給の何割とか或ひは十圓乃至十五圓を標準として昇給させるとかといふやうなことがある。

(ホ) 九月十八日現在に於てその会社の初任給の標準はどうかであつたか、その態様一初任給といふのはその会社に新たに入社する者の入社後最初の給料手当の支給の標準をいふのであつて、新規に就職する未経験者については、大學卒業者七十五圓、専門學校卒業者五十圓、中學校、商業學校卒業者四十圓等といふやうに、又轉職して入社する既経験者に在つては、その者が入社前他社から支給を受けてゐた給料手当の何割増しであるとか、卒業年次別に依り、その会社で過去に採用した同一學歷の者と同一の待遇を與へるとかといふやうなその標準である。

尚ほ新たに入社する者が最初から部長とか、課長とか一定の職務又は地位に伴つて給料手当の標準が定ま

つてゐるやうな地位又は職務につくやうな場合は、その職務又は地位に當然隨伴した給料手当の金額が(ロ)及び(ハ)に依つて定つてゐることになるから、それに依ることがこの場合の初任給の標準である。

(三) 給料手当の準則の報告、その制定と變更の手續

(1) 九月十八日に於ける給料手当の準則の報告と承認

會社は九月十八日の給料手当の準則を給與令施行後三十日以内、即ち十一月十九日迄(給與令施行後の資本増加合併による資本増加を含む)又は職員數の増加に依つて給與令の適用を受ける會社となつたものは、かかる會社となつた後三十日以内)に全務大臣に報告しなければならぬ(令第六條第一項、則第五條)。

こゝで九月十八日現在の準則がどう云ふ形式で存在してゐたかが問題である。給與規定とか、昇給内規とか、成文の規則が定まつてゐるものはその成文の規則の内容が立派な準則であることは勿論であるが、このやうな成文の規則のある會社は寧ろ少數であらうが、どんな會社でも從來の慣習に依つて一應

給料手當の準則は定まつてゐる筈である。この場合にはその慣習に依る標準がこゝにいふ準則であつて、成文たるものも、慣習たるものも、いづれもその効力は同じである。

たゞ主務大臣に報告する準則は、會社の内規又は慣習として九月十八日現在に於て成立してゐたことを會社が、例へば、何月何日に内規を制定したとか、或ひは過去に相當の事實例があるとかに依つて證明することができなければならないのであつて、もし一部分にこの證明のできない部分がある場合には、例へば、それに相當する前例がないと云ふやうな場合には、その準則について主務大臣の承認を受けなければならないのである（令第六條第二項、則第六條）。

この承認についても給與令施行後三十日以内、即ち十一月十九日迄（給與令施行後の資本増加一併を含む）又は資本増加によつて給與令の適用を受ける會社となつたものは、かゝる會社となつた後三十日以内に申請

書を提出しなければならないのであつて、申請に對し主務大臣が承認を與へたときは改めて報告する手数を省略するため、前記の準則の報告を爲したものと見なされることになつてゐる（則第六條第三項）。

尙ほ報告を爲し、又は證明のできない部分について承認を受けるには、準則の形式が各會社ばらばらで不便であるので、閉令で一定の様式に據らしめることにし、その記載方については施行規則に詳細な注意が擧げられてゐる（則別表第一號様式及其ノ記載心得）。

(2) 九月十八日に於て給料手當の準則なき會社と新設會社の準則の制定

前述した所は九月十八日に現存してゐた會社のことであるが、この期日後に設立された會社には九月十八日現在の給料手當の準則がある筈がない。又九月十八日に現存してゐた會社でも、設立後間もないため、職員に給料手當を支給したことがなく、従つて準則のない會社もあるだらうから、これ等の會

社は新たに準則を定め主務大臣の許可を受けなければならないことになつてゐる。（令第七條、即ち新らしく設立された會社は設立後三十日以内、従來から存在する會社は給與令施行後三十日以内即ち十一月十九日迄（新設會社又は九月十八日に於て準則のなかつた會社で、設立の際又は給與令施行の際には給與令の適用を受けなかつたものが、その後の資本増加一併に依るものを含む）又は職員数の増加に依つて給與令の適用を受ける會社になつた場合は、かゝる會社となつた後三十日以内）に主務大臣に準則の許可申請書を提出しなければならぬのであつて、許可申請書は取扱の便宜上前述した報告の場合と同一の様式に據ることになつてゐる（則第七條、別表第一號様式）。

所でかう云ふ會社は準則について許可を受ける迄は、給料手當を全然支給することができないのであるが、この點については新設會社の場合には臨時資金調整法に依る設立許可の際に内審査する等の方法に依り、許可事務の處理は特に迅速ならしめること

は勿論であり、一方會社でも許可を受けるまでの期間に許可を受けることを條件として一應支給して置くことは別段差支へないと認められる。

尙ほ九月十八日以前に給料を支拂つたことのある會社は、すべて兎も角給料手當の準則のある會社で、唯その中に未だ實施したことのない部分や、判然と定つてゐない部分を含んでゐるのである。この種の場合には、會社の當局者の中には會社には給料手當の準則がなく、新たに制定して認可を受けなければならないと思ふ人が少なくないと思ふが、それは少くとも慣習に依つて準則が成立してゐるものであつて、支拂の實蹟のある部分は證明のできる部分であり、昇給の標準の如き大體の豫定はあつても未だ實際に昇給させた例がないならばそれは證明のできない部分であつて、この部分については前に述べた主務大臣の承認を受ければよいわけである。即ちかゝる會社は、こゝにいふ給料手當の準則のない會社ではないのである。

(3) 給料手當の準則の変更

会社が給料手當の準則を変更するときには主務大臣の許可を受けなければならない(令第八條)。現在の準則が他の会社と比較し、著しく不合理であるやうな場合には許可を受けて準則を変更する途が開かれてゐるわけである。尚ほ準則の変更の許可申請書も、準則の報告書の場合と同一の様式に據り別に理由書を添付することになつてゐる(則第八條)。尚ほ現在の給料手當の準則に依らないで給料手當を増給し、又は新たに支給する場合に於てはそれが特殊臨時的なものであれば給與令第五條但書の規定に基づいて準則に依らない増給又は支給の許可を受けることにならうし、一般恒久的なものであれば準則の変更についての許可を受けることにならう。

三、賞與に関する制限

(一) 概要

給與令では賞與を「給料手當以外の定期に支給する給與」と

難しく定義してゐるが、要するに定期に支給する給與であつて、各人に對する支給が「一定の金額若しくは數量又は一定の割合に依らないものをいふのであつて、通俗にいふ賞與と大體一致した觀念である。この一定の意義については、前述した通り、役員賞與等に関する規定の中に賞與は利益の一定割合以内と規定してゐるものも含まないのである。

給與令の賞與の制限に関する規定はいさゝか複雑で分りにくい、要するに

(1) 前年賞與を支給せざりし時期に、役員又は社員に對し賞與を支給する場合には主務大臣の許可を受けなければならない。但し支給せんとする賞與の合計金額が閉令の定むる限度を超えない場合は差支へない。

(2) その他の場合、即ち前年に於て賞與を支給した時期に相當する時期に役員又は社員に對し賞與を支給する場合には、各人の相當時期に於ける賞與率を超えて支給してはいけない。但し支給せんとする賞與

の合計金額が閉令の定むる限度を超えない場合、又は主務大臣の許可を受けた場合には差支へない。と云ふ二點である(令第九條)。

(二) 前年支給せざりし時期に於ける賞與の支給

前年支給せざりし時期に於て賞與を支給するといふのは、

(イ) 例へば、給與令施行前一年間に於ては前一年末

に賞與を支給してゐた会社が、もう一回六月にも賞與を支給することにする場合のやうに、賞與支給の回数を増加する場合

(ロ) 給與令施行前年からある会社で、給與令施行前一年間に於ては一回も賞與を支給しなかつた会社が、新たに賞與を支給する場合

(ハ) 給與令施行後の新設会社が賞與を支給する場合

例へば前年は六月、十二月の二回に支給した会社が、本年は三月、九月に支給するといふやうに支給期を変更する場合

の四つの場合がある。尤も支給期を変更する場合でも、

事業年度を繰下げたため昨年は五月と十一月だけのが本年は六月と十二月になるやうに、一ヶ月程度の比較的短期間のずれを生ずるやうな場合は、本年の十二月は昨年十一月に對し相當時期と見るべきであつて、そのやうな場合は前年支給しなかつた時期に於て賞與を支給するものとして取扱ふ必要はない。

この四つの場合には、主務大臣の許可を受けなければならない(令第九條第一項、則第十條)。たゞ支給する賞與が如何に少額でも、必ず許可を受けるのでは甚だ煩雜であるから、支給せんとする賞與の合計金額が閉令の定むる限度を超えない場合には許可を受けなくてもいいことにしてあるわけである。この閉令の定むる限度といふのは、給與令施行前一年以内に役員又は社員に對し賞與を支給しなかつた会社が役員又は社員に對し賞與を支給する場合、即ち前記(ロ)及(ハ)の場合に限り設けられ、役員と社員とに別けて次のやうに定められてゐる(則第九條)。

(1) 役員に對する賞與に關しては、百圓にその賞與の属する事業年度の月數を乗じて得たる金額に、當該事業年度

末に於ける役員数を乗じた金額を限度とする（則第九條第一號）。例へば六月事業年度で、事業年度末の役員が十人とすれば、百圓に六を掛けて六百圓、その十倍即ち六千圓になるわけであつて、百圓としたのは一年を通じて役員一人當千二百圓平均を限度とする趣旨である。なほ、賞與の屬する事業年度といふのは、勿論賞與分配の源泉たる利益の屬する事業年度の意味であつて、又事業年度の月數といひ、又事業年度末といふのは、役員賞與の性質上事業年度の中間に於て賞與を支給することがないからである。實際中間賞與が行はれてゐるとしてもそれは一種の假拂に過ぎないと認める。

(2) 社員に對する賞與に關しては、支給しようとする賞與の支給期に屬する月の前月から、給與令施行後最初の賞與支給の場合に於ては六月を越つた期間、二回目以後の場合には同じく前月から最近の賞與の支給期に屬する月の経過した期間内に支給した社員の基本給料——この基本給料といふのは、通常月給とか本俸等といはれる給料

して一年を通じて見れば基本給料の四ヶ月分とか四割といふ計算になるわけである。

こゝで注意しなければならないことは、先づ賞與支給の基準を合計金額で抑へたことであるが、これは賞與の性質上各人の勤惰成績を考慮されるのが當然で、各人別の金額に屬することは不合理と考へたのである。又役員と社員とについて異つた規定をしたのは、役員については社員の場合の基本給料に相當する一定額の報酬の定めのないものが多いので、基本給料の何割といふやうな割合の觀念で律せられないからである。

尚ほ前に述べた(イ)及び(ニ)の場合、即ち給與令施行前一年内に賞與を支給した会社が賞與支給の回数を増加する場合と賞與の支給を變更する場合とについて、右のやうな許可不要の限度を設けなかつたのは、かういふ会社は後にも述べるやうに、前年の支給期に相當する時期に於てその實績を基礎として定まる一定の金額迄は賞與を支給することが出来るし、その實績が少額の場合には、今述べたのと同じ金額迄は主務大臣の許可を受けなくても増

の基本たるべき固定給のことである（令第九條第二項第二號）の合計金額の三分の一に相當する金額を限度とする（則第九條第三號）。例へば古くからあるが給與令施行前一年以内には無賞與であつた会社が、この十二月に賞與を支給する場合は、前月即ち十一月から六月を越つた期間即ち六月乃至十一月の六ヶ月間に支給した社員の基本給料の合計金額の三分の一である。即ち基本給料の二ヶ月分に相當する。

本年十二月一日に設立された会社が明年三月に賞與を支給する場合には、九月乃至二月の六ヶ月間に支給した社員基本給料の合計金額即ち現實には十二月乃至二月の三分の一即ち一月分といふことになるわけである。又この後の例の会社が、更に明年九月に賞與を支給する場合には、その前月たる八月から最近の賞與の支給期に屬する月即ち三月まで越つた六ヶ月間に支給した社員の基本給料の合計金額の三分の一即ち二ヶ月分といふことになる。かく

加する途が開かれてゐるから、支給期の回数を増加する場合には、金額の多少にかゝらず主務大臣の許可を受くべきことにしたのである。

(三) 前年の賞與支給期に相當する時期に於ける賞與の支給

前年に於ける賞與支給期に相當する時期に於て賞與を支給するといふのは、前年同期に賞與支給の實績がある場合のことであるが、この場合に於ては賞與の合計金額は左記の制限を超えてはならない（令第九條第二項）。

(1) 役員に對する賞與に關しては、前年に於ける相當時期に於て支給した賞與の合計金額を超えてはならない。但し前年の相當時期に比較して役員数の増加がある場合には、百圓にその賞與の屬する事業年度の月數を乗じ、更にこれに當該事業年度末に於ける増加役員數を乗じた金額だけ増加することが出来る（令第九條第二項第一號）。この役員数の増加に伴ふ増加額は(二)の場合の役員賞與と同様増加した役員一人當一年を通じて千二百圓を増加するといふ計

算である。

(2) 社員に對する賞與に關しては、支給しようとする賞與の賞與期間即ち賞與を支給しようとする月の前月から最近に賞與を支給した月まで、遡つた期間即ち第一條第三項に於て支給した社員の基本給料の合計金額の月平均額に、前年の相當時期に於て支給した賞與の賞與率を乗じた金額を超えてはならない。この賞與率といふのは、その賞與の合計金額と、その賞與の賞與期間(この期間の計算方法は後に述べる)に於て支給した社員の基本給料の合計金額の月平均額との割合である(令第九條第二項第二號)。

この制限を例示すれば、昨年六月と十二月、本年の六月に賞與を支給した会社が今年の十二月に許可なしに社員に支給し得る賞與の合計金額は、この会社の今年の六月乃至十一月の間に拂つた社員の基本給料の合計金額が六萬六千圓(この月平均額一萬一千圓)、昨年十二月の賞與の合計金額が三萬圓、昨年の六月乃至十一月の間に拂つた社員の基本給料の

合計金額が六萬圓(この月平均額が一萬圓)と假定すれば、前年の賞與率は三十割となるから、これを前記の本年の基本給料の月平均額一萬一千圓に乗じて結局三萬三千圓を限度とするわけである。

なほ前年に支給した賞與の賞與期間は、原則はその賞與の支給月の前月よりその前最近の賞與支給月まで、遡つた期間であるが、この最近の賞與支給期が一年以上も前であつたり、又その前には賞與を支給したことがない場合もあるので、その賞與を支給期前一年以内に賞與を支給しなかつたときは、その支給期の屬する月の前月から一年を、遡つた期間内に於て社員に基本給料を支給した期間(例へば昨年九月一日に設立した会社が昨年十二月に賞與を出したやうな場合は、九月乃至十一月とし、賞與を出したやうな場合は、九月乃至十一月とし、もしこの一年を、遡つた期間内に社員の基本給料を全然支給しない場合は、社員の基本給料を支給した最初の一ヶ月間とすることにしてゐる(則第十二條第三項)の後は、例へば昨年十二月一日に設立

された会社が十二月末に賞與を支給した場合は、社員の基本給料を支給した最初の一ヶ月間即ち十二月中をいふことになるのである。

右に述べた金額を超える賞與を支給することは、原則として出来ないのであつて、その必要がある場合には主務大臣の許可を受けなければならない(則第十二條)のであるが、こゝでも前に述べたと同様、いやしくも増加する場合には、如何に少額でもすべて許可を受けることを必要とするは必ずしも實情に適しないので、やはり支給しようとする賞與の合計金額が命令の定める限度を超えない場合には、許可を受けなくても増加し得ることに定めてゐる。その不要許可限度の定め方は(二)に述べた限度の場合と全く同様の主義に依つてゐる(則第十一條第一項)。

尚ほこの上述した計算方法に依ると、賞與は一定期間の基本給料の合計金額の月平均額が基礎となつて算出されることになるので、賞與期間が伸縮しても、それに依つて賞與の合計金額は自動的に増減しないことに

なる。しかし賞與期間が短縮された場合には、結局(二)に述べた前年支給せざりし時期に於て賞與を支給することとなり、常に許可を受けなければならないから、その際(三)にその額を調整し、賞與期間の縮小に依り實質的に賞與の増へることは調整せられる。

又賞與期間を伸して昨年は六月と十二月であつたのを、本年は十二月一回にしたやうな場合には、計算上は本年の十二月は昨年の十二月分に相當する賞與しか支給出来ないことになつて、不都合を生ずる場合があるかも知れないが、かういふ場合には主務大臣の許可を受けなければいゝのであつて、又その場合は少くとも昨年の二回分の合計額までは大體許可されるものと思ふ。

(四) 給與令施行前一年以内の賞與支給実績の報告

給與令施行前一年以内に賞與を支給した会社は、その支給の時期及び種類並びに各支給期に於ける賞與の合計金額、役員數及び賞與率を一定の様式に依つて主務大臣に報告しなければならない(令第十條 則第十三條 別表第二號様式)。

#### 四、臨時の給與に關する制限

給與令に於て臨時の給與として制限の対象となるものは役員又は社員の全部又は大部分に對し時期を同じくして支給するものである。臨時の給與であつても開令の定むるものを除外することとし(令第十一條第一項)、開令ではその除くべき給與を職務に關し一定の事實があつた場合、一定の金額若しくは數量又は割合に依つて支給する給與と規定してゐる(則第十四條、則第三條第二號)。この除外部分は前に述べたやうに給料手當の中に含まれるのであつて一定の準則に依つて支給されるものであるからである。

會社が役員又は社員の全部又は大部分に對して時期を同じうして臨時の給與を支給する場合には、主務大臣の許可を受けなければならない(令第十一條第一項、則第十六條)。しかしこの場合如何に少額でもすべて許可を受けさせることは必ずしも適當でないから、支給しようとする給與の合計金額が開令の定める限度を超えない場

合には許可を受けなくてもいいことにしてゐるのである。この限度は年一回を限り臨時の給與を支給する場合にのみ設けられ、次の如く定められてゐる(則第十五條)。

- (1) 役員に對する臨時の給與に關しては百五十圓にその支給を受ける役員數を乗じた金額
- (2) 社員に對する臨時の給與に關しては、その支給を受けるべき社員に對し支給期の屬する月の前月中に於て支給した基本給料の合計金額の二分の一に相當する金額

この限度を年一回臨時の給與を支給する場合に限り設けることにしたのは、臨時の給與の性質上役員又は社員の全部又は大部分に對し年數回も支給するが如きことは寧ろ例外で、かくの如き場合が若しあるとすれば金額の多少にかかはらず許可を受けることが適當であるからである。

尚ほ役員又は社員の全部又は大部分といふのは役員と社員とにつき各別個にいふことは勿論であり、又大部分

といふのは算術的に過半数といふのとは必ずしも一致しないのであつて、その認定は給與令の精神に従つて決定しなければならない。又時期を同じうしてといふのも給與の支給の日が同日とか、同旬であることは勿論必要でなく、これも給與令の精神に鑑みて一定の幅を持たせて解釋すべきものである。

また役員に對する臨時の給與については、商法上株主總會等の決議を必要とすることは勿論であつて、この場合商法上の制限が撤廢されるが如き趣旨は全然ないことを念のため申添へて置く。

會社は凡そ臨時の給與を支給した場合には、それが許可を受けて支給したもので、又前記の金額の範囲内であるため、若しくは役員又は社員に個々に支給したものであつた爲めに許可の入れられないものでも、これを主務大臣に報告しなければならぬ(令第十一條第二項)。この報告は一定の様式に依つて毎月分を取纏め翌月十五日迄に提出することになつてゐる(則第十七條、別表第三號様式)。

#### 五、船員に關する特例

以上が給與令に依る會社の一般職員に對する給與についての制限の内容であるが、會社の職員中、船員についてはこの外に特別規定が設けられ、會社相互間、船員の給料手當を協定した場合は、前述の給料手當に關する制限については、その協定をその會社の九月十八日に於ける準則と見なすこととし(令第十二條)、又主務大臣が必要と認める場合には、船員給料委員會に諮問した上でこの協定を協定の加盟會社以外の會社にも及ぼすことが出来ることにした(令第十三條)。これは勞務者たる船員については貸金臨時措置令中にその旨の規定があり、會社の職員たる船員についてこれと取扱を異にすることは適當でないため、給與令に於ても船員に關してのみこの特例を設けたわけである。なほこの協定が出来た場合、又はこの協定を加盟會社以外の會社にも及ぼした場合には、上述した九月十八日に於ける準則の報告、準則がなかつた場合の準則の許可、準則の変更の許可等があつ

たものと見なされ、会社としては特にその手続をとる必要がない(令第十四條)。

### 六、脱法防止に関する規定

給與令では以上の如く給與を給料手當、賞與、臨時の給與の三種類に分ち制限を設けてゐるのであるが、給與令にはこのそれらの具體的の制限規定の外に、会社は何等の名義を以てするを問はずこれ等の制限を免れる目的を以て役員又は社員に對し給與を支給することを得ないことを規定してゐる(令第十五條)。

この規定の趣旨は、如何なる名義でも實質が給與令の制限を免れるやうな給與を、その目的を以て支給することを禁止するものである。例へば同一系統の会社相互間で役員又は社員が相互に兼務し合つて給料手當を實質的に増給するとか、又は實際は許可を受けなければならぬいやうな臨時の給與を小人數づゝ幾回にも分つて支給するやうな場合は、脱法行為の顯著なる例であるが、いづれもこの規定に對する違反になるわけである。なほこれ

と同趣旨の規定は價格統制令及び賃金臨時措置令中にも設けられてゐる。

### 七、報告の徴取と臨検検査

給與令に依る各種の制限の勵行を確保するため、他の國家總動員法に基づく勅令と同様給與令に於ても國家總動員法第三十一條の規定に基づいて主務大臣は報告を徴し、又は當該官吏をして必要な場所に臨検検査を爲さしめ得る権限が規定されてゐる(令第十六條)。

### 八、罰則

以上述べた各種の給與に關する實體的制限に對する違反行為には、國家總動員法第三十四條の規定に依り二年以下の懲役又は三千圓以下の罰金が科せられることになつて居り、情狀によつては懲役と罰金を併科せられることもある。但しこれは給與の支給者即ち会社側だけのことであつて、支給を受けた職員に關するものではない。又給與令に依る各種の報告義務の違反、検査の拒

否等には國家總動員法第三十八條、第四十二條に罰則が設けられてゐる。

### 九、給與令の施行に關する事務の取扱權限

給與令の實體的内容は大體上述した所に盡きるが、以下給與令の主務大臣、その施行事務に當る機關、提出する書類の經由官廳等について簡単に説明することとする。

#### (一) 職員給與臨時措置調査委員會

本委員會は給與令施行に關する重要事項につき主務大臣の諮問に應ずる機關であつて(令第十七條)大藏省に置かれ、大藏次官を會長、關係各廳の官吏を委員として構成されてゐる(委員會官制)。給與令施行に關する重要事項といふのは、例へば給料手當の準則の承認(令第六條第二項)、準則の許可(令第七條)、準則の変更の許可(令第八條)等に際しての處理方針であるとか、準則に依らない給料手當の増給又は支給に關する許可(令第五條)の標準、賞與

(令第九條)臨時の給與(令第十二條第二項)等の支給の許可の標準等をいふのであつて、これ等の事項について主務大臣から諮問を受けたとき本委員會で調査するわけである。

#### (二) 主務大臣

給與令の主務大臣は現在の會社利益配當及資金融通令と大體同様で、たゞ職員中船員に關しては逓信大臣が主務大臣になつてゐる點が異なるのみである。主務大臣名を列挙すれば次の如くである(令第二十條第一項)。

- (1) 特別の法令に依り設立せられたる會社では當該會社を監督する所管大臣
- (2) 取引所法、瓦斯事業法、保險業法、自動車製造事業法、工作機械製造事業法、製鐵事業法、輕金屬製造事業法、石油業法、人造石油製造事業法、大正十五年勅令第九號又は産金法第三條の適用を受ける事業のみを營む會社では商工大臣
- (3) 電氣事業法又は航空機製造事業法の適用を受ける事業のみを營む會社では逓信大臣
- (4) 地方鐵道法、軌道法又は自動車交通事業法の適用を受く

る事業のみを営む会社では鐵道大臣

(5) 會社の營む事業の一部に付前三號に掲ぐる法令の適用を受くる會社では當該所管大臣及大藏大臣

(6) 前各號以外の會社では大藏大臣

(7) 前各號の規定に拘らず職員申請に關するものについては通信大臣

尙ほ主務大臣は給與令の施行に關する重要事項について關係大臣に協議しなければならない。(令第二十二條第二項第三項)

(三) 施行事務の取扱官廳

給與令の主務大臣は右に述べたやうに頗る多數に互つてゐるが、このうち大藏大臣が主務大臣たる會社が給與令の適用を受ける會社の殆んど大部分を占めてゐるのであつて、従つて大藏省では、この事務を全部本省で處理することは困難な實情に在るので、大藏大臣は大藏大臣のみが主務大臣である會社に關するものに限つて施行事務の一部を會社經理の實情に精通する稅務監督局長又は

稅務署長をして取扱はしむることを得ることとした(令第二十一條第一項)。従つて資本金の比較的少い會社などに關しては許可書等は稅務監督局長又は稅務署長から大藏大臣よりの依命通知書の形式で交付されることとなる。尙ほ稅務監督局長又は稅務署長は別に會社より報告を徴し又は臨檢検査を爲す權限も與へられてゐる(令第二十二條第三項)。

又船員については事務の相當部分が通信局長又は管海官廳に委任せられてゐる(令第二十一條第三項)。

(四) 書類の經由官廳と提出すべき書類の種類

會社が給與令及び同施行規則に基づいて提出することを要する書類は、大藏大臣だけが主務大臣である會社は會社の本店所轄の稅務署を經由して三通宛を提出することになつてゐる。だゞ銀行、信託會社、無盡會社及び證券引受會社は一通を直接大藏省(銀行局)に提出すればよい。大藏大臣以外の大臣が主務大臣のときは、主務大臣が一人の場合は一通を直接その主務省に、前記(二)(6)の場合

の如く複數である場合は主務大臣の數に相當する通數を前記(二)(6)乃至(4)に掲げた主務省に直接提出することに

なつてゐる(則第十八條)。尙ほ船員に關するものは通信局又は管海官廳を經由するのである。

會社が給與令及び同施行規則に基づいて提出することを要する書類の種類は次の如くである。

- (1) 準則に依らない給料手當の増給又は支給の許可申請書
- (2) 九月十八日現在の給料手當の準則の報告書
- (3) 準則について内規又は慣習として成立せることの證明が出来ない場合の承認申請書
- (4) 準則がない會社又は新設會社の準則の許可申請書
- (5) 前年支給せざりし時期に於ける賞與支給の許可申請書
- (6) 前年に於ける相當時期の實績を基準として定まる金額を越ゆる賞與支給の許可申請書
- (7) 給與令施行前一年以内に於ける賞與の支給實績の報告書
- (8) 役員又は社員の一部又は大部分に對し時期を同じくして行ふ臨時の給與支給の許可申請書

(9) 臨時の給與の報告書

尙ほ主務大臣は右に列擧した書類以外に必要な書類の提出を命ずることが出来る(則第十九條)。

(五) 外地に於ける取扱機關

外地に於ける取扱機關については別に詳細な規定がある(令第二十四條)から規定について見られたい。

十一、給與令の施行期日

給與令の施行期日は、内地に在つては昭和十四年十月二十日、外地に在つては同十月二十七日で、昭和十五年十月十九日までがその有効期間とされてゐる。給與令の有効期間を一年間としたのは、これと一聯をなす他の臨時措置と同様應急的手段であるからである。尙ほ當然のことではあるが、給與令の有効期間中に於ける給與令違反行為については、有効期間經過後と雖も前述の罰則を適用されるのである(令附則)。



最後に念のために特に誤解のないやうにしたいのは、給與令は會社職員の昇給を全然禁ずるものではなく、従來通りの定期的昇給が何等差支へないのは勿論、それ以外に特に拔擢するやうな場合には許可申請書を出せば實情を審査して適當に許されるのであり、又九月十八日現在の準則が著るしく不合理な場合の如きも變更の許可申請書を出せば妥當と認められる限り許可されるのであつて不合理な儘に絶對的にストップさせることは必ずしも給與令の精神ではない。なほ賞與については前年同期の賞與迄は許可を受けなくともいふことは勿論、前年同期が少かつた場合又は新設會社とか給與令施行前一年間無賞與であつた會社等は、一定限度迄は許可を受けなくともいふのであるが、これは勿論それ以上は絶對に許可しないといふのではなく、若し妥當な理由があれば適當に許可されるのである。この許可に關する方針は先に政府から之を發表したのであるが、一般の關係者はこの給與令の趣旨を諒解して其の適正圓滑な施行に充分協力

せられたい。給與令が職員給與の適正化を妨げるが如きものとして取扱はれることは當局の最も希望しない所である。

寫眞週報

十一月八日發行

- ☆興國の力を誇る
  - 第十四回明治神宮國民體育大會 —
  - ☆孫中山先生と皇軍
  - ☆天皇陛下在京七法衛に行幸
  - ☆張家口も小春日和
  - ☆英佛戰時衣裳
  - ☆家庭救急箱—海瓦斯にやられたら
- 内閣情報部編輯  
定價 十錢

最後に念のために特に誤解のないやうにしたいのは、給與令は會社職員の昇給を全然禁ずるものではなく、従來通りの定期的昇給が何等差支へないのは勿論、それ以外に特に拔擢するやうな場合には許可申請書を出せば實情を審査して適當に許されるのであり、又九月十八日現在の準則が著るしく不合理な場合の如きも變更の許可申請書を出せば妥當と認められる限り許可されるのであつて不合理な儘に絶對的にストップさせることは必ずしも給與令の精神ではない。なほ賞與については前年同期の賞與迄は許可を受けなくともいふことは勿論、前年同期が少かつた場合又は新設會社とか給與令施行前一年間無賞與であつた會社等は、一定限度迄は許可を受けなくともいふのであるが、これは勿論それ以上は絶對に許可しないといふのではなく、若し妥當な理由があれば適當に許可されるのである。この許可に關する方針は先に政府から之を發表したのであるが、一般の關係者はこの給與令の趣旨を諒解して其の適正圓滑な施行に充分協力

國際放送宣傳戰如何に戦はれつゝあるか

遞信省

今度の歐洲戰爭で宣傳戰が如何に廣範圍にまた深刻に、戦はれつゝあり、列國が之のために如何にしのぎをけつてゐるかは、さきに週報第一五七號で述べたが、本號ではこのうち特に華々しい活躍をしてゐる放送による宣傳戰について更に紹介しよう。

一、宣傳手段としての放送

ラジオ放送こそ今日の最新鋭の宣傳手段であり、最強力の武器である。然らば放送の偉力はどこに存するか。

(一) 放送は無比の迅速性をもつ。一秒間に地球を七週半する電波に乗つた聲なり音なりは、目的地に殆んど時間の經過なしに到達する。そして到達後も電信の如く文字に翻譯する必要もなく、新

聞の如く製版印刷配達する必要もない。放送者の聲はそのまゝの形で同時に聴取者に届くのである。

(二) 放送は驚嘆すべき擴散性と遠距離到達性、即ち廣播性をもつ。一地點から放出された電波は、そこを中心としてあらゆる方向に向つて擴散し、極めて遠方にまで到達する。國境も問題でない。税關検査もない。マジノ線ジークフリート線も無邊の天空を通ふ電波には無力である。海洋も山嶽も物の數ではない。晝であらうと夜であらうと時のいづれを問はない。地上、地下、役所、

國際放送宣傳戰如何に戦はれつゝあるか

最後に念のために特に誤解のないやうにしたいのは、給與令は會社職員の昇給を全然禁ずるものではなく、従來通りの定期的昇給が何等差支へないのは勿論、それ以外に特に拔擢するやうな場合には許可申請書を出せば實情を審査して適當に許されるのであり、又九月十八日現在の準則が著るしく不合理な場合の如きも變更の許可申請書を出せば妥當と認められる限り許可されるのであつて不合理な儘に絶對的にストップさせることは必ずしも給與令の精神ではない。なほ賞與については前年同期の賞與迄は許可を受けなくともいふことは勿論、前年同期が少かつた場合又は新設會社とか給與令施行前一年間無賞與であつた會社等は、一定限度迄は許可を受けなくともいふのであるが、これは勿論それ以上は絶對に許可しないといふのではなく、若し妥當な理由があれば適當に許可されるのである。この許可に關する方針は先に政府から之を發表したのであるが、一般の關係者はこの給與令の趣旨を諒解して其の適正圓滑な施行に充分協力

兵營、工場、邸宅、街頭、酒場その他いかなる場所にも放送の電波は入り込む。宣傳戰の武器として放送を敵方に指向した場合には、身は國內にあつて聲は遠く敵首都敵國全部を制壓することが出来るのであり、第三國に指向した場合には全世界を己の舌の先三寸で同時に操ることも出来るのである。この廣播性が前述の迅速性と組合はされて放送の同時廣播性が生れ、放送聴取の容易さと相結合して大量説得、大衆宣傳手段としての放送の價値は斷然他の追隨を許さぬものとなるのである。

(三) 放送は人心に對し絶大の浸透力、影響力をもつ。同じニュースにしても又論說にしても、文字から讀みとる場合に比して、感情を含んだ人間の聲を以て直接呼びかけられた場合にいかにも人の心は動かされることか。又文字を解せぬ人達にまで、その効果の及ぶ範圍のいかに廣汎なることか。音樂又は演藝演劇が人間に働きかける作用の偉大なことは更に贅言を要しない所である。以上の如き放送の宣傳手段としての卓越性は、早くから各國の優秀な指導者によつて認識され、他日なすある時の

準備が既に以前から着々として行はれてゐたのであつた。

## 二、放送の準戰時體制

人類最後の戰爭であると言はれた歐洲大戰の直後、世界中に戰爭反對永久平和確立の聲が高かつた時、既に各國の指導者たちは次の戰爭の不可避なることを認識してゐた。すなはちフランスのクレマンソーはヴェルサイユの平和會議の直後「平和は他の手段を以てする戰爭の繼續である」と言ひ、又一九一九年イギリスのウインストン・チャーチルも「國軍の戰爭が終つたのを以て戰爭は既に去つたものと考へてはならない」と言つたのであつた。まことに人類の歴史が不斷の鬭争の歴史であり、ヴェルサイユ條約が威力による不公平の強制であることを認める以上、大戰終了と同時に再び次の戰爭への準備が進められたことは理の當然と言へるであらうし、又口に國際平和を唱へ、他國を思想戰によつて征服しつゝ自國に關する限り、やるだけのこととはどしどし、やつてのけた彼等指導者の明敏さと愛國心とは敬意を表さねばならぬ

と思はれる。

かくて英佛側は自己の優位を維持せんがための軍備充實と他國の無力化に努力し、又ドイツはじり押しに國力回復、再軍備の方向に進んだ。事態は次第に急迫の度を加へるにいたり、思想戰工作はいよいよ熾烈となつた。この過程に於て生れ且つ成長したのが放送である。

一九二〇年北米合衆國ピッツバーグ市のウェスティング電機會社KDKA局に於て呱呱の聲をあげたラヂオ放送は、當初娯樂機關と目されたのであつたが、次第にその偉力が認められるに及び、各國の放送に對する關心は日一日と高められたのであつた。

又一九二七年、はじめて英國チムスフォードの實驗局から行はれた短波放送は、短波の持つ驚くべき遠距離到達力の故を以て各國の共に注目する所となり、獨佛等續々之が放送を企圖するに至つた。やがて一九三三年末から英國は「帝國放送」なる名稱の下に各種民地、結局は全世界を相手とする毎日定時の放送を實施するに至り、ドイツもまた一九三三年から「世界放送」と稱して定時短

波海外放送を行ふに至つた。

その後國際情勢次第に急迫化し、各國の戰時體制が強化せられるに及び、各國とも對外思想戰のために又自國の思想防衛のために放送を以て最強の武器となすに至り、放送内容の監督強化、放送局の増設、放送電力の増大、聴取者の増加、聴取訓練の徹底に懸命の努力を拂ひ、準戰時思想戰に火の出るやうな熱戰を演ずると共に併せて本格的大戰争勃發の時に備へたのであつた。以下今次動亂勃發直前各國はいかなる放送陣容を整へてゐたか、この點を見たいと思ふ。

### 一、對外放送

對外放送には、十數米乃至數十米の短波長電波を用ひる短波海外放送と、數百米の中波又は千數百米の長波による大電力放送との二つの區別がある。短波放送は遠距離に極めて有効であり、中波又は長波の大電力放送は比較的近距离に有効である。對外放送は在外自國人乃至本國人を祖國に結びつける意味も持つが、現在に於てはよ

り大なる目的を對外宣傳に持つてゐる。

(昭和十四年五月現在)

(一) 短波放送

イ、イギリス——毎日延二十一時間の放送を英語・アラビア語・スペイン語・ポルトガル語・ドイツ語・フランス語・イタリア語の七ヶ國語を用ひて實施。

ロ、フランス——毎日延十九時間半放送。用語は佛・英・獨・伊・ス・ペイン・ポルトガル・アラビアの七ヶ國語。その他特殊種目にはルーマニア・セルビア・ギリシャ・ロシア・スペイン・日本語等をも使用。

ハ、ドイツ——一日延五十二時間放送。用語は獨・英・オランダ・ス・ペイン・ポルトガルの五ヶ國語。ほかに時々、アフリカアン語、マレー語をも使用。

ニ、イタリア——一日延二十時間放送。用語は歐洲の殆んど全部の國語の外、日本語・支那語・エス・ペラント・ヒンドスタニー語・ベンガル語等十數ヶ國語を使用。

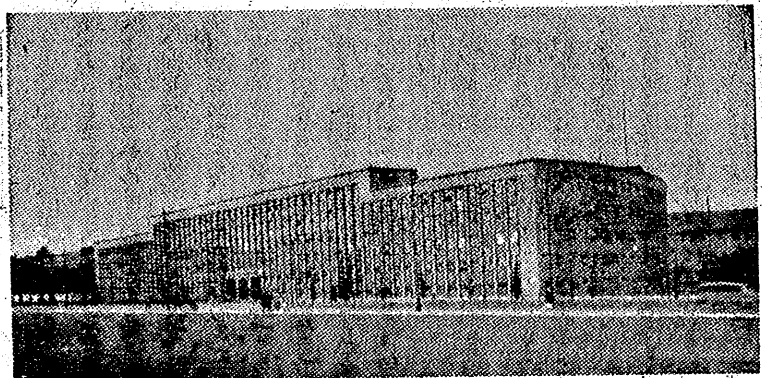
ホ、北米合衆國——一日延百三十五時間放送。英語の外、佛・獨・伊・ス・ペイン・ポルトガル等の國語を使用。

(二) 中波又は長波の大電力放送(昭和十四年五月現在)

一、佛二、伊五、ソ聯八、北米合衆國三四に及び、放送電力の如きも百キロ百五十キロはあろが二百キロ五百キロといふ局もある程である。

この大電力局による對外放送の中心は外國語ニュースで、例へば、英國は佛、獨、伊語を用ひて之を大陸に送り込み、ドイツは之に對して英語で放送する。フランスもドイツとの國境の局から盛んにドイツ語で電波攻勢をとる。伊に至つては英、佛、獨外十數ヶ國語を使用しての奮闘である。

以上短波といはず中・長波といはず、各國の放送は既に數年前から早晩より深夜に至るまで、全世界の空を戰場として間斷なき電波の激戦を續けて來たのであつた。そして一人でも多くの人に自國の放送をきかせるべくあらゆる手段をとり工夫を廻らした。放送内容を面白くする爲めには非常な苦心が拂はれ、又聴取者の人氣をとるためにはベルリンのスタジオから全世界の誰彼に向つて誕生日のお祝ひが電波に乗つて送られるといつた方法もとられてゐるのである。



中波又は長波の大電力放送は自國聴取者の聴取を容易ならしめると同時に、近接國に對する對外放送として、有効であり、且つ外來電波の防衛に當る局ものであり、各國競つてその實施に努めつゝある。五十キロワット以上の局だけでも英九、獨

二、國內放送

國際情勢の緊張するにつれ各國はそれ／＼自國の國論を統一し、國家を一つの意思の下に指導して行く痛切な必要に迫られた。そしてそのために最適のものとして慧眼なる各國の指導者によつて第一位に選ばれたのが放送であつた。放送の國內宣傳機關としての驚くべき性能を發揮させるため各般の研究と改善とがなされた。

イギリスはたび／＼専門の調査委員、諮問委員を任命して放送に關する事項全般につき研究調査させ、着々その實現に邁進した。フランスも官營民營併存の形を漸次官營の方向に推し進めた。

イタリアもムッソリーニ首相の下に着々放送の發展を企圖した。しかして放送の價値を最大限に認め、最高度の活用を圖つたのは、ナチスドイツであつた。ヒトラーの政權獲得は放送を武器とした。一九三三年彼がドイツの指導者

となるや、前回の大戰の敗因が宣傳戰の敗北にあつたことを肝に銘じて忘れぬ彼は、新らしく生れた無縁の活用最大の努力を傾け、ドイツをして世界一のラヂオ國たらしめんと決心し、爾來あらゆる積極的方策を講じた結果、聴取者数は逐年飛躍的な増進を示し、政權獲得當時四百數十萬であつたものが現在では既に千三百萬近くに上つてゐる。

ナチスドイツに於てはラヂオ聴取は國民の義務なりと稱され、一定の放送は強制的に聴取を命じられる。黨と役所と放送會社とが一體となつた強力な組織が樞軸となつて放送事業を運轉する。「國民受信機」と稱する優秀低廉な受信機が、業界その他關係方面の協力で出来上り、莫大な賣行を示してゐる。放送内容はどしどし改善され、ドイツ人の最も愛好する音楽の時間は逐年増加し、放送は極めて魅力あるものとなつた。そして國民を感激の坵場の中に叩き込むやうな指導者の熱辯が、事あるごとに放送を通じて直接全國民に呼びかけたのである。放送によつて總統と國民とは完全に一體となつた。總統

の一言一句が同時に全ドイツ國民の心の中に銘され、全國民がドイツの運命に決定的な大事件の經過に於てその體驗を共にするのであつた。かくてドイツ國民は放送の帯によつて、いかなる外敵にも脅かされぬまでに堅く精神的に團結することが出来たのである。總統一たびマイクを通じて獅子吼すれば、全國民直ちに之に應じてハイルを叫ぶまでに訓練されたのである。

かくて放送は、對外宣傳の武器として、又對内指導思想防衛の武器として、十二分にその整備を施され、既に各國共進戰時下の戰爭機關として武力戰に先行し最も華々しい活躍を續けてゐたのであつた。各國の放送に對する關心はいやが上にも増大した。

それが遂に頂點に達して爆發した。一九三九年八月三十一日午後八時(わが國の昭和十四年九月一日午前四時)正規軍の支援をもつポーランド便衣隊がドイツ領上部ンレジア・クワイヴィツの放送局を襲撃、之を占據したのである。放送局に侵入せる暴徒は「放送」を目的とした。彼等は携行のハンドマイク・ロフオンを通じて「グライ

ヴィツ・ポーランド放送局」とアナウンスし、ドイツに對する悪口と反對とを叫び立てた。かくて今次大戰は開始せられたのである。一九三九年に於ける放送の重要性は、遂にこゝにまで至つたのである。

### 三、今次戰爭と放送の活躍

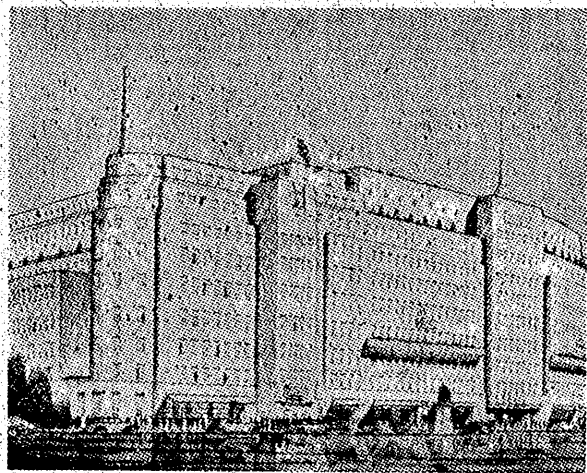
戰爭勃發と共にまき起された放送戰の凄じさは全世界を驚倒させた。今ぞかねての放送軍備はその偉力を極度にまで發揮したのである。各國の政府及び指導者は放送を通じて全國民に呼びかけ、相手國に又全世界にその聲を叩きつけたのであつた。

即ち八月三十一日の夜、ドイツ政府が對波、對英交渉決裂を放送を通じて發表したのを始め、九月一日ドイツ國會に於けるヒトラー總統のポーランド膺懲の大演説も滿場怒濤の如き拍手と共に全世界に放送された。これに對し英佛側にも、チェンバレン首相は九月三日午前十一時十五分、英國の對獨宣戰をラヂオを通じて聲明し、グラチエ佛首相は同じく九月三日午後五時ラヂオに

よつてフランスの決意を表明し、英帝ジョージ六世も九月三日午後六時バッキンガム宮殿から全英帝國臣民に呼びかけられ、開戰の理由を繰返の上全國民の躍起、各自の義務履行を要望され、

「恐らくは英國の歴史上最も宿命的思想はれるこの重大時期に、余は國內及び海外にある各戸の英國國民に對してこのメッセージを送る。余は恰かも余が自ら各戸の門を越えて諸君に親しく呼びかけてゐるやうに諸君の一人一人に向つて同様の深い感動を以て語つてゐる」と述べられた。更に九月三日午後ラヂオを通じ、ドイツは英佛兩國政府の對獨最後通牒を考慮することを拒否し、又右通牒に盛り込まれた要求を満足せしめることも拒絶した旨發表した。一國の運命を決する重大事がすべて放送によつて運ばれて行つたのである。英獨遂に干戈の下に相見ゆることの宣せられるや、九月三日ヒトラー總統は放送を通じて、ドイツとしてはいかなる犠牲を拂ふとも、斷乎英國と戦はざるを得ない事情を説き去り説き來り國民の奮起を促す大熱辯をふるつた。

「方大戦勃發とともに米國の態度が極度に重視されるに至つたが、三日午後九時ルーズベルト大統領はラヂオ



近頃成功するロンドン放送局

を通じて全國民によびかけ、米國の中立維持を聲明した。さらにイタリヤは九月十日放送を通じて獨立の立場

を中外に聲明、イタリヤの利害は地中海にあり、その平和維持に對しては絶大の關心をもつ旨を述べ中立の態度を鮮明にしたのである。

かくて放送によつて戦が宣せられ、又中立が表明せられ、一國の興廢を決すべきその方向が決せられたのである。對内的に又對外的に各國は放送によつてその旗幟を鮮明にし、民心を歸一し對外工作を行ひ、堂々の巨歩を運んだのである。各國民は放送によつて即刻偉大なる指導者と固く相結んだ。一九三九年の疾風怒濤の時代には一秒の隙も許されぬ。會議招集、文書告知といつたものは、既にこの目まぐるしく且つ大量的な現代の政治には間にあはなくなつたのである。萬事が放送である。大いなる指導者の號令一下即時に全國民が示された目標に向つて突進する。こゝに政治の飛躍がある。猫の目の如く變轉極りない國際情勢に對處することも出来る。今ぞかねて用意の放送網が、又受信網がその最高の機能を果しつゝあるのである。

各國の放送は、指導者の熱辯によつて全國民にその行動方向を與へると共に戦況ニュース・國歌・黨歌・愛國歌・軍歌・軍樂・行進曲を咆えつづけた。全國民の士氣は之がためいかに鼓舞せられたことか。獨軍前線からの報告放送がいかに全平イッ人の血を湧かせたことか。更にワルシャワ市陥落の當日たる九月二十七日の午後二時半に至るも、なほ放送を繼續した同地放送局の悲壯な市街戦實況放送は、また同市スタルチンスキ市長の斷末魔の叫びは、いかに全ポーランド人の愛國心を奮起せしめ又對外放送としての効果を奏したことか。

更に戦争の長期化に伴ひ堂々たるシンフォニーがいかにばかり常規を逸せんとする國民の統御に役立つてゐるか、又外國に對していかに無言の壓力を與へるものがあるか。今や慰安的放送も亦平時以上に重大な役割を擔つてゐるのである。

對外電波戦は凄じい限りである。前記各國指導者の演説は中・長波によつて近接國へ、又短波に乗つて遠く世界の隅々へまで傳へられ絶大の効果をあげることを得

た。英皇帝の演説はチェンバレン首相の演説と共に、三日午後から數十時間にわたり英佛獨伊布西の六ヶ國語で、三十分乃至一時間毎にニュースと共にくりかへしレコードで放送された。更に英首相の如きは四日夜自らドイツ語を以て放送し、英國の相手はドイツ國民ではなく、ナチス政權なりと稱し、ドイツの國內崩壞を企てた。ドイツ又戦争開始と同時に長・中・短波十數箇の強力電波を用ひて英佛獨語の放送を終日間斷なく實施し、ガイヤルのどこを廻してもベルリンがはいつてくるやうに工作した。更に英、獨は相互に猛烈な相手電波に對する妨害工作を行つた。

宣傳戰の激化は、ドイツ政府をして、自國防衛のため對波軍事行動開始の九月一日、早くも即日施行の命令を以て外國放送の聴取を嚴禁し、違反者には最も重い刑を課するに至らしめたのであつた。次いで戦時宣傳の常として眞實と虚偽とが入り亂れ、常に相反する主張が兩當事國の間に戦はされて世界はその判斷に迷ふことになつた。例へば九月三日、英國がドイツ潜水艦に撃沈され



# 歐洲戦争と印度の動向

外務省情報部

(一)

通常、單に「印度」と稱するものは印度帝國の謂であり、日本全土に約七倍する領域を占め、その中には、印度皇帝即ち英國國王の代表者たる印度總督の直轄する十一州及び總督により任命される高級委員の直轄する四地方を含む印度(全印領域の六割一分と全印人民の七割七分を占む)と皇帝直屬の上侯諸國大小六百有餘のすべてが含まれて居り、前者と後者とは關稅の税率さへもあながち同一ではないと云ふ状態にある。

二割二分、佛教徒三分、キリスト教徒一分八厘、他に英國人十六萬、英印人十四萬、猶太人三萬等が數へられてゐる。そして去る第一次大戰に際し印度は、通計百二十萬の出兵と軍費三十億圓と號せられた對英援助に酬はる代償として、完全自治權供與の豫約を英國當局から得たのであるが、戰後その豫約は容易に實現せず紛争を重ね、次いでサイモン(英國現職相)現地調査團の報告を基礎として立案され、三回の英印閣會議を経て改正印度統治法が生れ、部分的にはそれが昭和十二年四月より實施され、最近はその根本をなす全印聯邦組織の二歩手前で何れも足踏みの状態にあつた。

(二)

今日の印度には、英國の統治をめぐり三つの地元勢力が逆卷いてゐる。

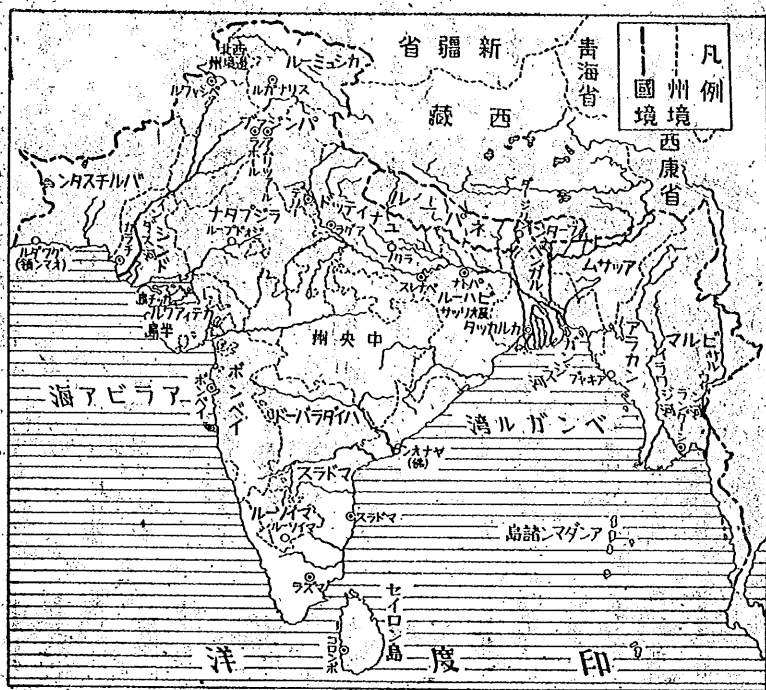
その第一に擧げられるのが印度教徒と一部の回教徒から成立つてゐる國民會議黨でガンディーを最長老に仰いでゐることは餘りにも有名であり、第二には回教徒の大部分から成る全印回教徒聯盟で、第三には六百數十を算する上侯諸國の統治階級である。中でも會議黨が最も有力であるのは云ふまでもないが、それら三勢力とも自派のみを以てしては印度の大勢を左右することが出来ず、しかも三派いづれも容易に相一致せず、そのために印度の政情は不安をくりかへして來てゐるのである。

先づ、國民會議黨の動向を見れば、去る昭和五、六年の世界不況以來黨内には左翼分子が勢力を得てゐたが、支那事變の勃發となり一方的な宣傳に躍らせられ、日本を目して侵略者呼ばはりするに至り、次いでナショナリズムをめぐりドイツの鮮先を望見させられるに及び、さしあたり英國

の治下に難を避けて日獨勢力の伸張に對抗せねばならぬと云ふ意識が黨の大勢を支配し、勢ひ對英關係は比較的穩健化するに至つた。

それにもかゝらず、あくまでも即時に印度の完全獨立を主張し、或る期限過ぎの最後通牒を英國當局へ手交し、それが容れられぬ場合、印度全民衆の不服従運動に訴ふべしとする左翼系の指導者ボースは、つひに會議黨近來の大勢に押されて黨總裁の地位を追はれ、黨内右翼の漸進派を代表するブラサドが去る四月以來黨總裁となつてゐる。

その後ボースは會議黨と別箇の立場に於て即時反英獨立を標榜する急進派の糾合につとめてゐるが、それに對し黨内最長老のガンディーは、「もはや今日まで漕ぎつけた印度は、あへて暴力を行使せずとも獨立の實現されるであらう機會は刻々に迫りつゝあり、この期に望んで無理をすれば却つて共產主義者に印度政界進出の機會を與へるものに外ならない」と稱し、印度人の印度を創るために實力行使する事をあくまでも反對して來てゐる。



又、党内左翼一方の長老と仰がれるネールでさえも左翼急進派の行動を「誇大な言辭を用ふるにより印度の獨立を英國當局から獲得出来るといふやうな考へ方は、自己欺瞞も甚だしいものである。」と冷評してゐる程である。

會議黨は今年の五月に歐洲政局の悪化と呼應して、既に、印度の資源を印度人の同意を得ずして英國が戦争に利用することに絶對不賛成の決議を行つた。

(三)

そして去る九月三日英國國王(兼印度皇帝)の對獨開戰宣言に引つゞき、翌日リソリスゴイ印度總督は、特に會議黨元老としてのガンディーを招き、會議黨の對英協力を要望したのに對し、ガンディーは「自分自身は英佛側に對し人道的立場から同情してゐるが、資

下と何らの諒解や協定を結び得る立場に居らない。」と答へたと傳へられた。

次いで九月六日に至り、ガンディーは、「ヒトラー總統は暴力のみを知り神を知らぬ。」と評し、ヒトラー總統に戰國行爲の停止を要求したのである。

又、九月十五日を終了した會議黨執行委員會の緊急會議は、戦争か平和かに對する印度の態度は印度人自身が決定すべきものであり、外部よりの指令によつて動かされることを欲せずと稱し、且つフアンシヨ及びナチスの主義や態度を排撃し、民主主義の支持を公然と表明したのであるが、同時に、英國が眞に民主主義擁護のために戦ふものならば、先づ印度に完全な民主主義制度と自由とを與へるべきであると叫び、英國當局今後の態度如何により會議黨の對戰根本方針を決定すると迫り寄つた。

その後、印度總督はガンディーとも兩三回の會見を重ねる外、會議黨領袖連の説得につとめたが、妥協に至らず、去る十月十七日に至り、英國政府は今大戦終結後、印度が自治領諸國中に適當な位置を保つやう英印間の紐帶關

係を強化する意圖あり。」と言明し、英國當局が戦後に印度へ自治領の地位を與へる考へのあることを示唆した。

それに對しガンディーは、次のやうな強硬意見を表明したのである。

「リソリスゴイ印度總督は、今大戦争終了後、英國政府が印度に自治領の地位を賦與せんとするものである旨の聲明を行つたが、その程度では印度の即時獨立を要求する吾々にとつて極めて不満足なものであり、單に舊來の分制統治政策の續行を再宣言したにすぎず、吾々國民會議黨はパンを求めて石を與へられた貌である。なほ、英國政府は戦争終了後、印度四卓會議の開催を約してゐるが、そのやうな企てが前回同様失敗の運命に陥るのは火を見るよりも明らかである。」

次いで十月二十六日、英國下院に於ける印度問題討論に際しホーア國卿尙書大臣は印度相を代辯し、「會議黨の領袖が印度總督の提議を早急に拒否した事は遺憾であり、會議黨以外の印度人は、大部分その提議を受諾した。



英國政府は、自治領の地位附與が對外政策の目標である事を改めて誓約する。たゞ民族階級間の内訌のため問題が紛糾したものであり、これは彼等印度人自身のことで英國側に責はないのである。云々と説いた。

そのホーア聲明に對しガンディーは、「その協調的句調を多とするが、獨立に至らざる自治領云々は印度にとつて果して何物を意味するであらうか。」と述べ、ブラサド黨總裁やネール長老その他も、印度が國內紛争を有してゐるかからとて全き自由を約束されぬと稱するホーア聲明は、會議黨に對する挑戦にも等しく、英國は依然として印度の內的獨立に口を藉り言を左右しつゝありと通評してゐる。そして會議黨の執行委員會も、それらの應酬に前後して、「總督の聲明は全く未満足であり、會議黨は英國を支持することを得ず。第一歩として各州に於て會議黨員の組織する内閣(英領印度十一州中の八州が會議黨内閣である)に辭職を要請する。」旨の決議を採擇し、十月三十日に至りマドラス、ユナイテッド兩州内閣、次いで三十一日にはボンベイ、ビハール兩州内閣がその意を體して總辭職を行ひ、以て對英

非協力力の動きを示すに至つたのである。

(四)

次に印度三大勢力の第一として、全印回教徒聯盟は、對英非協調的な國民會議黨と極めて親英的な土侯諸國との中間に伍し、反對勢力たる反英の會議黨に對抗する必要上、從來やゝもすれば親英派と見られてゐるが、大戰勃發直後の九月五日、ガンディーについて同盟盟總裁ジンナも印度總督に招ぜられて、回教徒人民の對英協力を懇望されたのであるが、大體に於て英國當局の態度を説明しながらも總督の懇望通りに動いてゐるやうである。なほ、第三の勢力を形造つてゐる土侯諸國の統治者達は、例へば改正印度統治法による印度聯邦組織への加入問題についても、民主主義的な聯邦の二員となつてしまふことによつて從來封建制度の下に享有してゐた特權を根こそぎ失ひはすまいかと危惧する以上に、各土侯同士相互の聯邦組織へ加入する比率や條件等の取極めが難關とされてゐる程で、土侯各國相互の関係よりも、土侯國とそれ

の對英關係の方が遙かに無難とされて來てゐるのである。従つて、今次の大戦勃發に當り印度帝國を通じ、ハイダラバッド、マイソール、カシミール等の大土侯達が、率先して對英提擧の舉に出でてゐるのは、けだし當然の成行きであらう。

(五)

以上の通り、土侯諸國は勿論、全印回教徒聯盟の英國に對する態度は概して協調的であり、又、國民會議黨も、近來打つぱく國際危機をめぐり、黨の指導權が漸次左翼から離れて右翼に歸し、これは會議黨の大勢が積極急進派から穩健漸進派の掌中に移つたものに外ならず、換言すれば、獨立要望といふ終局の目標こそ同一ではあるが、排英から對英非協力へと著るしく穩健化するに至つたのである。

最長老のガンディーも、黨總裁のブラサドも、會議黨内にあつて穩健漸進派に屬することは云ふまでもないが、現在の會議黨指導者達は、その一方に於て前總裁で黨内青年

層に人氣のあつたボースの左翼急進黨結成の企てに直向しつゝあり、黨内の青年層や左翼分子のボース急進派への分裂を阻止せねばならぬ關係上、表面的にはあくまでも對英強硬態度を保つてゐる現情である。即ち、會議黨は印度土民間に於ける最大勢力には相違ないが、會議黨力よりも直さず印度土民勢力全體を代表するものとはいへず、しかも會議黨内部にも、種々な分子が介在し、やゝもすれば對英不一致な足並みを表明するのである。

それに對し英國は近來、英國正規兵六萬、印度正規兵十六萬、印度軍豫備義勇兵七萬の合計約三十萬の兵力を印度に駐屯させてゐたと傳へられるが、先頭大陸作戦参加のため、印度駐屯の英國兵一部を歐洲戦地へ移駐した。この一事こそは今次大戰に際し英國が、印度政情の大局を如何に見透してゐるかを物語り、又、印度統治に對する自信の程度を示してゐるものやうである。



最近公布の法令 内閣官房總務課

各法令の全文は、公布の日と同日附の官報に掲載されてゐる。

- ◇都市計畫委員會官制改正ノ件 十月十一日公布勅令第六百九十四號
- ◇京都帝國大學官制改正ノ件 十月十一日公布勅令第六百九十五號
- ◇大正八年勅令第十五號京都帝國大學各學部ニ於ケル講座ニ關スル件改正ノ件 十月十一日公布勅令第六百九十六號
- ◇京都帝國大學經濟學部に日本經濟理論一講座及び東亞經濟政策原論一講座を新設し、之に伴ひ教授、助教授及び助手を、醫學部附屬醫院に於ける患者増加に伴ふ藥劑師一人、大學に於ける事務増加に伴ふ事務員一人等と併せて増員することにしたものである。
- ◇軍人援護對策審議會官制 十月十一日公布勅令第六百九十七號
- ◇軍人遺族、軍人家族の援護その他軍人援護の完備を期することは現下喫緊の要務であるのに鑑み、之に關する重要事項を調査審議せしめるために、軍人援護對策審議會を設置し、之に伴ひ傷損軍人保護對策審議會官制を廢止することに規定せられたのである。
- ◇北海道廳官制改正ノ件 十月十二日公布勅令第六百九十八號
- ◇地方官制改正ノ件 十月十二日公布勅令第六百九十九號
- ◇青年教育官ニ補セラルベキ北海道廳事務官及地方事務官ノ特別任用ニ關スル件 十月十二日公布勅令第七百號
- ◇青年學校教育、その他社會教育の視察指導に關する事務に従事せしめるため、青年教育官の制度が設けられ、之に充てるべき

- ◇原簿管理法ノ一部施行期日ノ件 十月十四日公布勅令第七百二號
- ◇原簿管理法中未だ施行せられない部分を昭和十四年十月一日より施行することとしたものである。
- ◇價格統制令 十月十八日公布勅令第七百三號
- ◇内外時局の推移に因る物價の騰勢に鑑み、價格、運送賃、保管料、損害保険料、賃賃料又は加工賃につき、之が引上を禁止する爲必要な措置を講ずるとともに適正價格等に依る價格等の統制を廣汎且つ急速に實施することとしたもので、十月二十日(外地は十月二十七日)より施行せられた。
- ◇地代家賃統制令 十月十八日公布勅令第七百四號
- ◇内外時局の推移に因る物價の騰勢に鑑み地代及家賃につき之が引上を禁止し以て適當なる價格政策の遂行に資することとしたもので、十月二十日(外地は十月二十七日)より施行せられた。
- ◇資金臨時措置令 十月十八日公布勅令第七百五號
- ◇内外時局の推移に因る物價の騰勢に鑑み勞務者の資金に關しての騰貴を抑制し以て適正なる價格政策の遂行に資することとしたもので、十月二十日(外地は十月二十七日)より施行せられた。
- ◇社會職員給與臨時措置令 十月十八日公布勅令第七百六號
- ◇内外時局の推移に因る物價の騰勢に鑑み社會職員の給料手當その他賞與に關して之が増大を抑制することとしたもので、十月二十日(外地は十月二十七日)より施行せられ、昭和十五年十月十九日迄效力を有する。

文部省編纂圖書目録

◇大陸巡遊吟(台植庄亮著) 本書は短歌による北支、蒙古、滿洲の旅日記である。内容は飛行機による南洋を序篇とし、蒙古篇、北支篇、滿洲篇、外篇等祖國に歸りつゝまでの歌五百餘首を収録したもので、各篇幾多の佳作を收め、歌によつて大陸を知り、支那民族の風習、生活に親しみ得る事の出来る歌集として、首尾よく整つた、珍しい歌集である。(四六判)三六頁、定価二圓、送料一〇錢、發行所新橋七ノ二改造社、振替東京八四〇二番

を指導すべき力強い思想であるといへる。(四六判)一〇四頁、定価九〇錢、送料一〇錢、發行所新橋七ノ二改造社、振替東京二六四〇番

◇知行(紀平正義著) 本書は編輯者の序文にある如く、主なる目的は紀平哲學の把握を欲して、然もその難解なるに阻まれたる者の爲めに紀平氏自身の思索の徑路に於て紀平哲學への通路を拓かうとしたものである。その前篇として「知態から行態へ」に於ては知態の抽象性から行態の具體的立場へ推移する過程を示し併せて行の組織のいかなるものであるかを明らかにせんとしたものであり、後篇「日本精神の哲學」はかゝる行態に立つて日本精神に關する種々の問題をとり上げ、これを論評すると同時に行態を具體的に例證展開したものである。(四六判)五〇二頁、定価三圓、送料三錢、發行所東京市神田區私文堂、振替東京三三九〇九番

◇正法眼藏の哲學私観(田邊元著) 本書は正法眼藏の哲學的眞理が、形而上學に於て不朽の意味を有する事を明らかにしようとしたもので、道元によつて日本人の思索力に對する一般的自信を強めると共にその一代の述作たる正法眼藏の中に當來の日本文化の基礎理論を看取した著者がその不朽の創見と深意とに打たれて、これを僧堂の秘義密傳から開放して、現代に公開せんとした精進のあらはれで、それは現代西洋文化の批判として新しく且つ深い見地を示すと同時に來るべき人類文化の創造

を指導すべき力強い思想であるといへる。(四六判)一〇四頁、定価九〇錢、送料一〇錢、發行所新橋七ノ二改造社、振替東京二六四〇番

◇知行(紀平正義著) 本書は編輯者の序文にある如く、主なる目的は紀平哲學の把握を欲して、然もその難解なるに阻まれたる者の爲めに紀平氏自身の思索の徑路に於て紀平哲學への通路を拓かうとしたものである。その前篇として「知態から行態へ」に於ては知態の抽象性から行態の具體的立場へ推移する過程を示し併せて行の組織のいかなるものであるかを明らかにせんとしたものであり、後篇「日本精神の哲學」はかゝる行態に立つて日本精神に關する種々の問題をとり上げ、これを論評すると同時に行態を具體的に例證展開したものである。(四六判)五〇二頁、定価三圓、送料三錢、發行所東京市神田區私文堂、振替東京三三九〇九番

週報	定価	申込所	御注意
昭和十四年十一月八日印刷發行	一圓	内閣印刷局發行課 電話九ノ内三三五一九 振替東京一九〇〇〇番	▲本誌より贈報の場合は必ず、贈報申請書に「贈報」の旨を明記し、且つ右轉送先を内閣印刷局編輯部宛に送付して下さい。 ▲本誌記事の複製・翻印は御断り致します。 ▲贈報記事に對する御返事を贈報に關しての御意見は、贈報部宛にお知らせ下さい。 ▲本誌を他へ譲渡する場合は必ず、一部五圓の本誌入贈報券を同封し、内閣印刷局へ
編輯部		東京市神田區水田町 内閣印刷局發行課	
印刷部		東京市神田區大塚町 東洋印刷局	
發行所		東京市神田區私文堂	
全國各地官報販賣所		東京市神田區水田町一ノ三三 振替東京一九〇〇〇番	
東都書籍株式會社		振替東京九三三〇番	
各書店・贈賣店			





露光量違いにより重複撮影

# 胃腸 栄養

## わかさし



### 人的資源の確保

結核、胃腸病、乳幼児虚弱は、我が國の人的資源確保上の三大痛とされるが、これを剪除して健康を恢復し、進んで休位の向上を圖るには「わかさし」が賞用される。世界唯一の複合微生物「わかさし」は消化、栄養、殺菌、増血、下熱、肥肝、体質改善等の廣汎な諸作用を強力に發動して、結核に對する治癒力（抵抗力）を増強し、胃腸病の原因的治療を遂行し、乳幼児の栄養を高等に引上る實効著しく、從つて信頼も亦全國民的である。

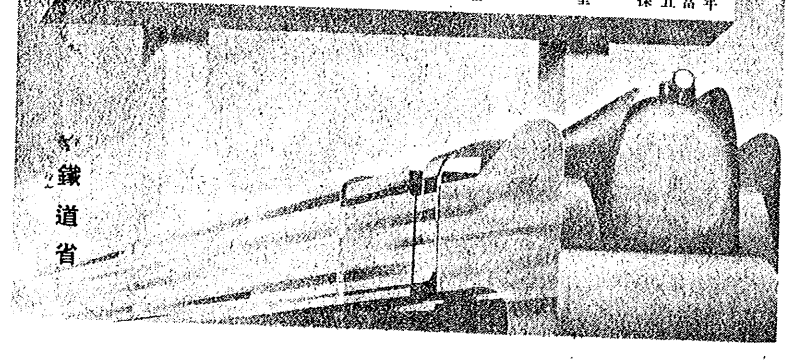
錠百三	瓦〇九	粉未	低	廉
錢十六圓一				

### 後醍醐天皇の御蹟を偲びて

後醍醐天皇が秋篠深き吉野の山中に於て崩御せられたのは、今から六百年前の延元四年八月十六日のこと、時に實算五十二歳、去る九月二十七日こそは實にその御忌辰の日であるのであった。よつて十月一日から三日間吉野神宮に於ては六百年祭御式年祭と吉野神宮五十年祭とが行はれたのであるが、國民としては天皇の御聖業を偲び奉り意々減私奉公の志操練成に精進すべく光輝ある機会を迎へた次第である。

東大寺東南院（指定史蹟）關西本線奈良驛下車約一杆半バス  
元弘元年八月二十四日北條氏討伐のことが洩れたので、天皇は三種の神器を奉じて潛に皇居を脱して奈良へ御遷幸の御、一日の御行在所となりし所。  
金胎寺（指定史蹟）關西本線加茂驛下車一五杆バス  
同年八月二十六日笠置御遷幸の御、入りて一日御滞在ありし所。  
笠置山（指定史蹟）關西本線笠置驛下車  
同年八月二十七日、天皇この山に行幸あり、その天嶽と笠置寺の功舎とに據つて行宮を營み給ひ、近國勤王の將兵を募り給ふた所。  
宇治平等院（指定史蹟）奈良線宇治驛下車一杆  
同年九月二十八日笠置等が賊の兵火に罹つたため、笠置の行宮を通れ給ひ、翌二十九日遷つて行在所となし給うた所。

院庄（指定史蹟）山陽東線姫路驛乗換新線庄原驛下車約一杆  
元弘二年三月十七日天皇隱岐島に御遷幸の御、行在所となし給うた所。  
見島高徳が櫻樹を削つて「天吳空勿踐、時非無范蠡」の詩を題した故事で有名である。  
隱岐島 山陰本線松江驛下車、汽船の便あり。  
同年四月から翌三年二月迄後醍醐天皇行在所の所在地として著はる。  
船上山（指定史蹟）山陰本線赤松驛下車約一〇杆途中までバスあり  
元弘三年二月、後醍醐天皇が隱岐の行宮を出て給ふとき、名和長年天皇を迎へ奉つてこの山上の寺坊を行在所となし、約八十餘日間御駐蹕ありし所。  
吉野屋敷址（金輪寺寺址）和歌山線吉野驛乗換大軌電車吉野驛下車、途中までケーブルカーあり  
延元元年十二月御中花山院からこの地に御遷幸あつて皇居にあつて給うた所、同四年八月十六日天皇は御治二十有一年にしてこの皇居に於て崩御し給うた。  
吉水神社 吉野皇居址の東方で金峰山寺の本堂（護王堂）から東約半杆  
延元元年天皇吉野山に御遷幸の際當御駐蹕し給うた所。  
後醍醐天皇塔屋御殿 吉水神社から東南、如意輪寺の後方に在る。



鐵道省

# 週報

十一月十五日

第一六一號 昭和十四年十一月十五日 星期一

週報 昭和十四年十一月八日 星期一

**物價停止と賃金**  
 賃金臨時措置令の解説  
 結核の絶滅へ  
 學校教育と結核  
 陸軍に於ける結核豫防  
 ラヂオ・ビーコンの話  
 米國中立法の修正  
 鐵鋼 戰時統制物資講座(一)

五錢

内閣印刷局印刷發行



## 感冒 鎮咳祛痰劑 ブロチン

結核に鎮咳効果あり、胃腸に負担なく、服用し易し。嘔吐、腹痛、嘔気、嘔吐、効果顯著。痰を除去し、呼吸を楽く、効果顯著。

錠 30錠 ¥.40  
 (包装) 未 50瓦 ¥1.00  
 液 100瓦 ¥.85

三共感冒薬  
 三共アスピリン (解熱)  
 三共アスピリン (含嗽)  
 三共アスピリン (退熱)  
 三共アスピリン (鎮咳)  
 三共アスピリン (鎮痛)



東京・日本橋・室町  
 三共株式会社

於福知山

(判[A5]格規定國はき大の書本)